

さつま町就労支援社員用住宅建設等促進補助金

社員用住宅を取得する
法人企業の皆様を支援します！

期間限定事業
令和11年3月31日までに
「事業承認」を受けた方

この補助金は、町内企業の人材確保と民間賃貸住宅の不足解消に努めることで、就労者の住環境の向上や移住定住人口の増加、地域の活性化を図ることを目的としています。

【対象となる企業】

下記①～③に該当する町内に社員用住宅を取得する法人

- ① 公共工事等に伴う移転補償により社員用住宅を新築するものでないこと。
- ② 国、県又は町の他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。
- ③ 納期の到来している町税等の滞納がないこと。

【社員用住宅に入居可能な社員】

社員用住宅等の取得を行う者の事業所に勤務する労働者(技能実習生を含む。)

【補助の内容】

(1) 社員用住宅建設等のために取得する用地等

交付要件	補助金額(補助率)	上限額
・社員用住宅の建設又は購入のために必要な用地の取得経費(用地購入費及び敷地造成費をいう。)	用地取得費の40%	1,000万円

(2) 新たに社員用住宅を建設する場合

交付要件	補助金額(補助率)	上限額
・1棟当たり2戸以上の共同住宅であること。 ・各戸に玄関、便所、浴室、台所が設置されていること。 ・1戸当たりの延べ床面積が20㎡以上であること。	建設費用 1戸当たり100万円	町内業者施工の場合(注1) 2,000万円 町外業者施工の場合(注1) 1,500万円

(3) 既に所有する建物又は既存の建物を購入し社員用住宅としてリフォームする場合

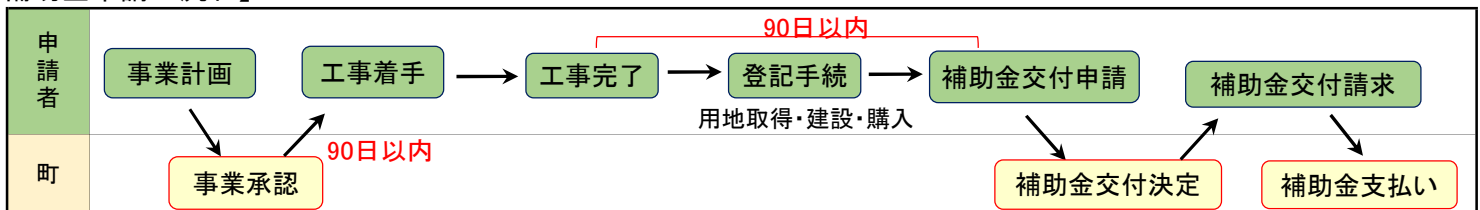
交付要件	補助金額(補助率)		上限額(注3)
	取得	リフォーム	
・経年劣化した機能を実用上支障のない状態まで回復させ、従前の機能水準以上に改善していること。 (リフォームを要しない場合は取得のみでも可) ・既存建物が賃貸住宅用に供することを目的としていた場合、事業計画書を提出した時点で賃貸の実績がないこと。 ・1戸建て住宅においては、居住用の部屋を3室以上有していること。	2分の1	町内業者施工の場合(注1) 2分の1 町外業者施工の場合(注2) 3分の1	共同住宅 3戸以下 300万円 4戸以上 500万円 一戸建て住宅 300万円

(注1) 町内業者とは、町内に本社又は営業所等の事業所を有する法人若しくは町内に住所を有し、かつ、現に居住している個人業者

(注2) 町外業者とは、町内業者以外の者

(注3) 上限額については、取得費+リフォームの合計額となります。

【補助金申請の流れ】



※補助事業者は補助金の交付日から起算して5年間賃貸住宅の利用状況(毎年12月31日現在の入居状況)を報告していただくこととなります。(必要がある場合は、その都度調査・報告を求められます。)

【補助金の返還】……補助金の返還を命ずることがあります。

建設	虚偽の申請等をした場合 全額
	補助金の交付後10年以内に取り壊したり、他者に譲渡した場合 全額
	補助事業の目的に反して使用した場合 全額
購入・リフォーム	虚偽の申請等をした場合 全額
	補助金の交付後5年以内に取り壊したり、他者に譲渡した場合 全額
	補助事業の目的に反して使用した場合 全額

提出書類一覧

事業計画	共通	さつま町就労支援社員用住宅建設等促進事業計画書(第1号様式)
		工事に係る位置図、配置図及び平面図
		戸数及び1戸当たりの延べ床面積が分かる書類
		町税等を滞納していないことが分かる書類
		第3号第1号から第5条までに該当することについての誓約書
	建設	建築確認済証又は建築工事届出証明証の写し
		社員用住宅であることが分かる書類
		建設費の内訳及び施工業者名が分かる書類
		建設予定箇所の現況写真
		その他町長が必要と認める書類
	購入・リフォーム	建築確認済証の写し(建築確認申請が不要な場合は、工事契約書の写し)
		既存家屋の所有者が分かる書類
		既存家屋の所有者と申請者が異なる場合は、所有者との関係が分かる書類
		建物の取得費及び工事経費の内訳並びに施工業者名が分かる書類
工事着工前の写真		
既存家屋を社員用住宅以外に供しない事についての誓約書		
リフォームの内容が分かる書類		
その他町長が必要と認める書類		
工事着手		さつま町就労支援社員用住宅建設等促進事業工事着工届(第3号様式)
交付申請	共通	さつま町就労支援社員用住宅建設等促進事業補助金交付申請書(第6号様式)
		事業承認書及び変更承認書(変更があった場合のみ)の写し
		家屋の所有者に関する書類(建物の登記事項証明書に準じるもの)
		用地取得費等、建設費、リフォーム費及び既存建物取得に係る契約書の写し並びに支払額が確認できる書類の写し
		建物完成図
		戸数又は部屋数(1戸建ての場合に限る)を明らかにする書類
		工事が完了したことが確認できる写真
	建設	建築確認申請を要した建築物に関しては、建築基準法に指定する検査済証の写し
		その他町長が必要と認める書類
	リフォーム	建築確認申請を要した建築物に関しては、建築基準法に規定する検査済証の写し(確認申請が行われた場合に限る)
		建物の取得及びリフォームに係る契約書等の写し及び支払額が確認できる書類
その他町長が必要と認める書類		
交付請求		さつま町就労支援社員用住宅建設等促進事業補助金交付請求書(第8号様式)
報告		利用状況報告書(第9号様式)

【お問い合わせ先】 さつま町役場 産業・定住支援室 産業支援係

電話:0996-26-1823(直通) FAX:0996-52-3514

メール:pr-sangyo@satsuma-net.jp

住所:〒895-1803 さつま町宮之城屋地1565-2



就労支援社員用住宅
建設等促進補助金

補助金の詳細な内容や申請様式は、町のホームページにも掲載しております。